

令和8年度
ふくま振興会定期総会
議 案 書



日時：令和8年4月28日（火）19:30～

場所：服間公民館 多目的ホール

わたしたちの誓い

— 越前市民憲章 —

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた
越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめ
ざすため、次のことを誓います。

- わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいだき、
豊かな未来をきずきます。
- わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと
安らぎのある環境をつくれます。
- わたしたちは、桜の木のように、
力強くすこやかに成長します。
- わたしたちは、菊の花のように、
やさしさと思いやりをもって助けあいます。
- わたしたちは、国府の文化と ^{たくみ}匠の技を生かし、
学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

令和8年度 ふくま振興会定例総会 議案

第1号議案

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和7年度収支決算報告及び監査報告について

第2号議案

- (1) 令和8年度事業計画（案）について
- (2) 令和8年度収支予算書（案）について

第3号議案

令和8年度ふくま振興会会費（案）について

第4号議案

令和8年度 役員の承認について

令和7年度 事業報告

部会	事業名	参加者数等	内容報告
総務広報部	自治振興会運営に関する事業		・振興会活動保険業務 ・自治振興会の運営に関する事務局業務 ・総会、地域ミーティング等 会議の開催 ・企画会議及び理事会の開催
	広報事業		・広報ふくま発行（月1回 公民館共催）
	研修事業	451	・服間わいわい塾（5月～3月）〈公民館学級共催〉 ・ふくま高齢者学級（5月～3月）〈公民館学級・シニアクラブ共催〉 ・男女共同参画事業
	夏まつり事業	地区全体	・夏まつり（8/2）
	今立4地区連携イベント事業		・越前サマーフェスタ（8/14） ・越前げんきフェスタ（10/5）
福祉部	ふれあい いきいきサロン事業	14町内	・ふれあい いきいきサロンの活動支援 ・仲間とのふれあいを通じて健康維持、介護予防に努める
	おたっしや会事業	110	・おたっしや会（9/28）
	福祉ネットワークの強化事業		・福祉ネットワーク会議、福祉研修会 ・認知症介護講習会 ・緊急あんしんシート配布
	ふれあい食事サービス事業	150	・ふれあい食事サービス（6/8）
青少年育成部	集落子供会活動支援事業	3町内	・町内子供会活動助成（3町内）
	地域子供教室支援事業		・子供教室のびのび服間っ子〈公民館学級共催〉 - 七夕飾り、クリスマスイルミネーション点灯式
	青少年地域定着促進事業	9	・服間小学校卒業生のつどい（1/11）〈9名〉 - 記念写真フォトブック、記念品
	新生児地域祝福事業	6	・服間地区に誕生した新生児に記念品

部会	事業名	参加者数等	内容報告
健康スポーツ部	地区体育祭事業	地区全体	・ 服間地区体育祭 (3/1)
	各種スポーツ愛好者大会事業	86	・ 世代間交流スポーツレクレーション大会 ・ ストライクマッチボーリング大会 (12/6) ・ 囲碁ボール大会 (2/28) (シニアクラブ、公民館共催)
	健康づくり事業		・ 3歳児虫歯のない子表彰 (10/19) 〈8名〉 ・ 健康づくり講習会 (11/14, 12/12) 〈27名〉
	スポーツ育成事業	73	・ スポーツフェスinふくま (11/9)
歴史文化部	文化祭事業	地区全体	・ ふくま総合文化祭 (10/19)
	服間のお宝発掘事業		・ 小次郎公園お花見ちょうちん事業
	柳の滝維持管理事業		・ 柳の滝整備・観光地の管理、清掃 等
防災環境部	安全防災環境整備事業		・ 防災備品整備助成 (5事業) ・ 防犯灯電気料金補助 (14町) ・ 見守り活動助成 (青少年健全育成推進) ・ 防犯カメラ設置 (2箇所)、維持管理 (5台)
	防災啓発活動事業		・ 福井県原子力総合防災訓練 (10/25)
	地域環境づくり事業		・ 町内防災備品整備助成 (6事業:町内公民館整備、ゴミ場補修等) ・ 狹隘道路除雪 ・ 河川一斉清掃 (6月～8月) ・ 雪解けクリーン作戦 (3月)
	鳥獣対策事業		・ 電動ガン貸与 (通年) ・ コウノトリ放鳥会 (9/2) ・ コウノトリ講演会 (10/19)
ふさとブランディング部	地域課題を考える事業		・ 地域課題懇談会 (3/19)
	ふくまブランディング事業		・ 「ふるさとの光」パネル紹介 (10/19) ・ 「ふるさとの光」ウォークイベント (11/15)

第1号議案

令和7年度

ふくま振興会一般会計

平成7年4月1日～令和8年3月31日

令和7年度収支決算書

(単位:円)

科 目	当初予算額	決算額	予算差異	摘 要
収入	6,850,000	10,148,579	3,298,579	
前年度繰越金	799,308	799,308	0	令和6年度より
地域自治振興交付金	3,882,000	6,466,000	2,584,000	事業交付金: 3,737,000 除雪交付金: 2,729,000
会 費	1,082,400	1,034,000	-48,400	@2,200×470世帯(22町内)
市・県補助金	926,000	1,177,135	251,135	河川一斉清掃事業: 257,135 生活支援推進事業委託料: 720,000 防犯カメラ設置補助: 200,000
助成金	66,000	162,000	96,000	市社協福祉推進員対策事業: 66,000 青少年健全育成助成金: 60,000 サマーフェスタ参加助成: 36,000
参加費・会費	50,000	62,550	12,550	配食サービス、講習・イベント参加費
事業収入	0	221,428	221,428	夏祭り協力金: 156,628 ブランディング事業: 64,800
その他	44,292	226,158	181,866	防犯カメラ町内負担金: 169,600 預金利息、コピー代、備品貸出料 他
【収入合計】	6,850,000	10,148,579	3,298,579	

科 目	予算額	決算額	予算差異	摘 要
支出	6,850,000	9,651,592	-2,801,592	
総務広報部	2,490,000	2,515,703	-25,703	
自治振興会運営に関する事業	850,000	858,504	-8,504	活動保険、事務局運営費、印刷通信費他
広報事業	160,000	159,200	800	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	148,702	31,298	公民館学級(2講座)他
夏まつり事業	1,200,000	1,273,240	-73,240	8/2ふくま夏まつり
今立4地区連携イベント事業	100,000	76,057	23,943	8/14越前サマーフェスタ 10/5越前げんきフェスタ
福祉部	1,530,000	1,554,735	-24,735	
ふれあいいきいきサロン事業	210,000	214,220	-4,220	サロン運営費助成(14町内)
おたっしや会事業	450,000	444,091	5,909	9/28おたっしや会110名
福祉ネットワークの強化事業	720,000	787,245	-67,245	福祉ネットワーク会議、介護予防研修会 福祉推進員活動対策事業(福祉推進員活動費)
ふれあい食事サービス事業	150,000	109,179	40,821	6/8配食サービス 150 名
青少年育成部	380,000	344,568	35,432	
集落子供会活動支援事業	50,000	32,500	17,500	子供会活動助成(3町内)

令和7年度収支決算書

平成7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	当初予算額	決算額	予算差異	摘 要
地域子供教室支援事業	170,000	165,883	4,117	子ども教室のびのび服間っ子活動、 9/5～6合宿通学
青少年地域定着促進事業	80,000	69,004	10,996	1/11服間小学校卒業生のつどい9名 (地区成人式)
新生児地域祝福事業	80,000	77,181	2,819	地区内新生児お祝い・記念品6人
健康スポーツ部	600,000	572,552	27,448	
地区体育祭事業	400,000	367,665	32,335	6/1体育祭
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	91,039	-1,039	世代間交流事業 12/6スライマツチ'ウリツ'大会 2/28囲碁ボール大会
健康づくり事業	30,000	35,286	-5,286	健康づくり講習会(ヨガ体験講座) 10/19虫歯のない子表彰・健康測定
スポーツ育成事業	80,000	78,562	1,438	11/9スポーツフェスinふくま
歴史文化部	500,000	482,585	17,415	
文化祭事業	350,000	352,582	-2,582	10/19ふくま総合文化祭開催費
服間のお宝発掘事業	50,000	30,003	19,997	小次郎公園活動費助成
柳の滝維持管理事業	100,000	100,000	0	遊歩道・滝周辺・登山道整備費助成(柳元町)
防災環境部	855,000	3,889,444	-3,034,444	
安全防災環境整備事業	150,000	606,043	-456,043	防災備品整備助成(5事業):49,000 防犯灯電気料金補助(14町):74,622 見守り活動(青少年健全育成推進):74,235 防犯カメラ設置(2箇所):378,796 他
防災啓発活動事業	50,000	29,146	20,854	10/25福井県原子力総合防災訓練
地域環境づくり事業	625,000	3,254,255	-2,629,255	町内整備助成(6事業):204,000 狭隘道路除雪:2,729,346 河川一斉清掃:257,500 除雪機整備:26,653
鳥獣対策事業	30,000	0	30,000	電動ガン貸与、10/19コウノトリ講演会
ふるさとブランディング部	350,000	292,005	57,995	
地域課題を考える事業	100,000	51,120	48,880	
ふくまブランディング事業	250,000	240,885	9,115	10/19「ふるさとの光」パネル紹介 11/15「ふるさとの光」ウォークイベント
予備費	145,000	0	145,000	
【支出合計】	6,850,000	9,651,592	-2,801,592	
当期収支差額	0	496,987		

第2号議案

令和8年度 事業計画(案)

【地区のビジョン】 みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり

部会 基本方針	事業名	事業内容及び実施時期
【総務広報部】 自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進	・自治振興会運営に関する事業 ・広報事業 ・研修事業 ・夏まつり事業 ・今立4地区連携イベント事業	事務局運営、活動保険、自治連合会他 広報ふくま発行(毎月)、LINE発信 社会教育講座、男女共同参画事業 ふくま夏まつり(8月1日) えちぜん元気フェスタ
【福祉部】 明るく楽しく元気よい福祉社会の実現	・ふれあいいきいきサロン事業 ・おたっしや会事業 ・福祉ネットワークの強化事業 ・ふれあい食事サービス事業	町内実施サロン活動支援(通年) おたっしや会(9月) 町内福祉活動推進支援、福祉研修会など 独居、高齢者世帯配食
【青少年育成部】 明るく活力ある担い手の育成	・集落子供会活動支援事業 ・地域子供教室支援事業 ・青少年地域定着促進事業 ・新生児地域祝福事業	各町内子供会活動支援(通年) 子ども教室、のびのび服間っ子活動 新成人の集い(1月) 新生児へのお祝い(通年)
【健康スポーツ部】 笑顔と心の体づくり	・地区体育祭事業 ・各種スポーツ愛好者大会事業 ・健康づくり事業 ・スポーツ育成事業	体育祭(6月7日) 世代間交流ニュースポーツ大会 虫歯のない子表彰、講習会など スポーツフェスin服間、スポーツ活動推進
【歴史文化部】 語り継ごう服間の歴史	・文化祭事業 ・服間のお宝発掘事業 ・柳の滝維持管理事業	ふくま文化祭(10月18日) 小次郎公園お花見事業 柳の滝、権現山登山道維持管理
【防災環境部】 地区の安全防災と美しく住みよい環境づくり	・安全安心環境整備事業 ・防災啓発活動事業 ・地域環境づくり事業 ・鳥獣対策事業	町内防災備品整備補助・防犯灯電気料補助等 防災訓練、防災研修 狭隘道路除雪・河川清掃補助・クリーンキャンペーン・町内整備事業補助 鳥獣研修会・電動エアガン貸与等
【ふくまブランディング部】 未来に残そう住みよいふるさとふくまの里づくり	・地域課題を考える事業 ・ふくまブランディング事業	懇談会、課題研修会、アンケート パンフレット作製 小次郎カフェ、歴史カフェ

第2号議案

令和8年度
ふくま振興会一般会計

令和8年度 収支予算書(案)

平成8年4月1日～令和9年3月31日

(単位:円)

科 目	R7予算額	R7決算額	R8予算案	摘 要
収入	6,850,000	10,148,579	6,860,000	
前年度繰越金	799,308	799,308	496,987	令和7年度より
地域自治振興交付金	3,882,000	6,466,000	3,791,000	事業交付金: 3,622,000 除雪交付金: 169,000
会 費	1,082,400	1,034,000	1,034,000	②2,200×470世帯(22町内)
市・県補助金	926,000	1,177,135	1,077,000	河川一斉清掃事業: 257,000 生活支援推進事業委託料: 720,000 防犯カメラ設置補助: 100,000
助成金	66,000	162,000	126,000	社協福祉推進員対策事業: 66,000 青少年健全育成助成金: 60,000
参加費・会費	50,000	62,550	50,000	配食サービス、講習・イベント参加費
事業収入	0	221,428	200,000	夏祭り協力金、こじろうカフェ等
その他	44,292	226,158	85,013	預金利息、コピー代金、 防犯カメラ町内負担金他
【収入合計】	6,850,000	10,148,579	6,860,000	

科 目	R7予算額	R7決算額	R8予算案	摘 要
支出	6,850,000	9,651,592	6,860,000	
総務広報部	2,490,000	2,515,703	2,460,000	
自治振興会運営に関する事業	850,000	858,504	850,000	活動保険、事務局運営費、印刷通信費他
広報事業	160,000	159,200	150,000	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	148,702	160,000	公民館学級(2講座)他
夏まつり事業	1,200,000	1,273,240	1,250,000	8/1ふくま夏まつり
今立4地区連携イベント事業	100,000	76,057	50,000	10/4 越前げんきフェスタ
福祉部	1,530,000	1,554,735	1,506,000	
ふれあいいきいきサロン事業	210,000	214,220	200,000	サロン運営費助成
おたっしや会事業	450,000	444,091	400,000	記念品配布
福祉ネットワークの強化事業	720,000	787,245	786,000	市生活支援推進事業委託: 720,000 (福祉ネットワーク会議、介護予防研修会 先進地視察) 福祉推進員活動対策事業: 66,000
ふれあい食事サービス事業	150,000	109,179	120,000	配食サービス(1回)

令和8年度
ふくま振興会一般会計

令和8年度 収支予算書（案）

平成8年4月1日～令和9年3月31日

（単位：円）

科 目	R7予算額	R7決算額	R8予算案	摘 要
青少年育成部	380,000	344,568	360,000	
集落子供会活動支援事業	50,000	32,500	35,000	子供会活動助成
地域子供教室支援事業	170,000	165,883	170,000	子ども教室のびのび服間っ子活動、 合宿通学
青少年地域定着促進事業	80,000	69,004	75,000	新成人の集い
新生児地域祝福事業	80,000	77,181	80,000	地区内新生児お祝い・記念品
健康スポーツ部	600,000	572,552	560,000	
地区体育祭事業	400,000	367,665	380,000	6/7体育祭
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	91,039	70,000	世代間交流事業 (ストライクマッフル'グリン'大会、囲碁ボール大会)
健康づくり事業	30,000	35,286	30,000	健康づくり講習会 虫歯のない子表彰、健康測定
スポーツ育成事業	80,000	78,562	80,000	スポーツフェスinふくま
歴史文化部	500,000	482,585	500,000	
文化祭事業	350,000	352,582	350,000	10/18ふくま総合文化祭
服間のお室発掘事業	50,000	30,003	50,000	小次郎公園活動費助成
柳の滝維持管理事業	100,000	100,000	100,000	遊歩道・滝周辺・登山道整備費助成(柳元町)
防災環境部	855,000	3,889,444	1,016,000	
安全安心環境整備事業	150,000	606,043	280,000	防災備品維持管理、防犯カメラ（1台） 見守り活動助成
防災啓発活動事業	50,000	29,146	30,000	防災講習会、防災訓練
地域環境づくり事業	625,000	3,254,255	676,000	狹隘道路除雪、河川一斉清掃、 町内整備助成、雪解けクリーン作戦
鳥獣対策事業	30,000	0	30,000	鳥獣害講習、エアガン修繕
ふるさとブランディング部	350,000	292,005	270,000	
地域課題を考える事業	100,000	51,120	70,000	地域問題に関する懇談会、研修会等
ふくまブランディング事業	250,000	240,885	200,000	仁愛大学連携事業 小次郎カフェ、歴史カフェ
予備費	145,000	0	188,000	
【支出合計】	6,850,000	9,651,592	6,860,000	
収支差額	0	496,987	0	

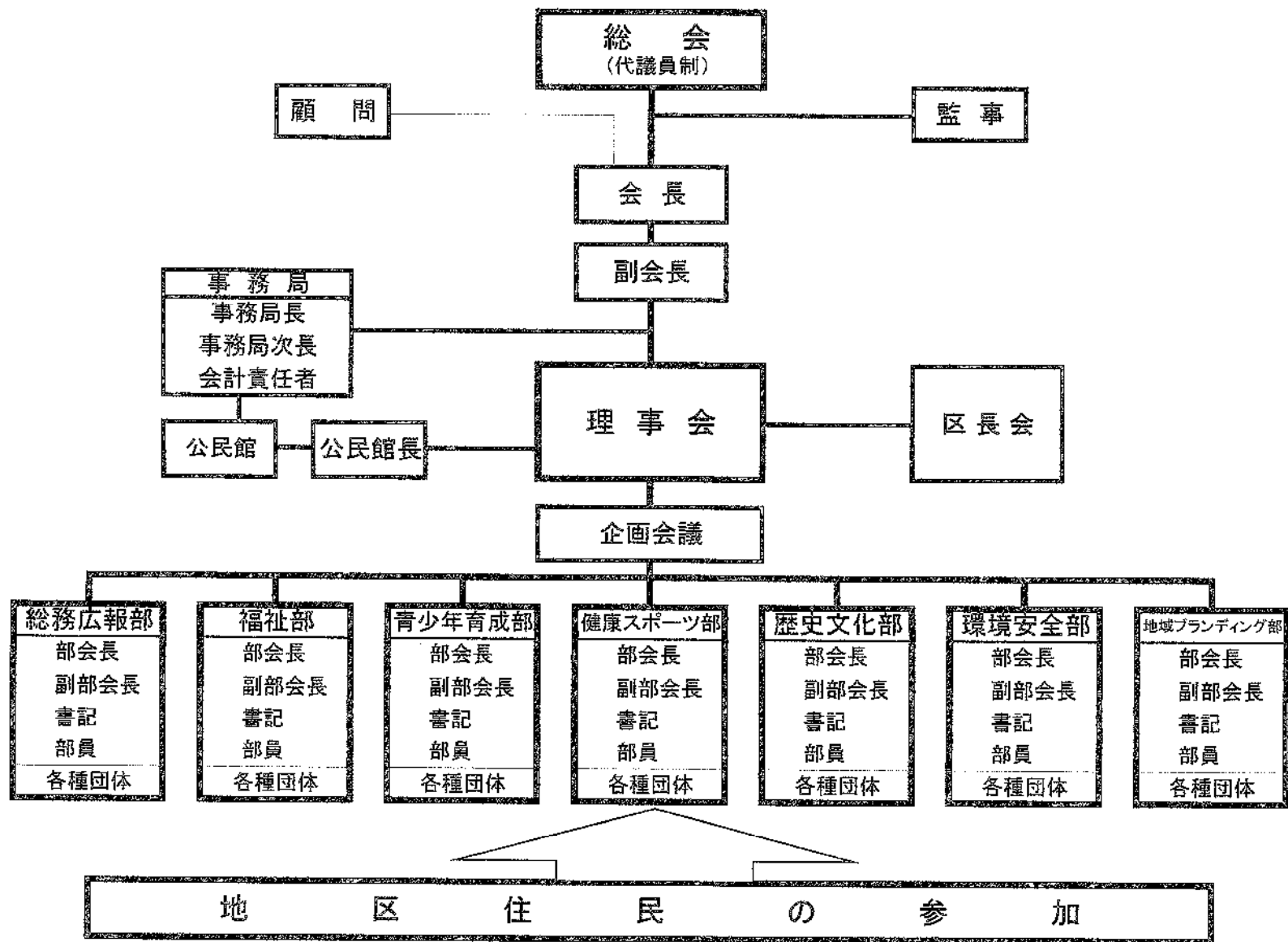
第3号議案

令和8年度ふくま振興会会費（案）について

1世帯 2,200 円

会費の納入は、会則第6条第2項の規定に基づき、町内ごとに納入するものとする。町内ごとの世帯数は、各町内の区費徴収世帯とする。

ふくま振興会組織図(案)



ふくま振興会会則（改正 R7. 4. 24）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、服間地区（以下「地区」という。）の住民が行政と協働し、自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、ふくま振興会（以下「振興会」という。）と称する。

（区域）

第3条 振興会の区域は、越前市服間小学校区内とする。

（事務所の所在地）

第4条 振興会の事務所を、越前市藤木町第12号39番地の1の服間公民館内におく。

（組織）

第5条 振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び振興会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

2 振興会は、年齢、性別、社会的地位の差別を排除し、会員の誰もが自由に活動に参加できるものとする。

3 振興会は、若者の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

（会費）

第6条 振興会の会費は、總會において定めるものとする。

2 会費は、町内ごとに、毎年度6月末までに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

第2章 業務

（事業）

第7条 振興会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）地域自治振興計画の策定及び見直しに関する事業

（2）地区内での広報活動に関する事業

（3）地区民の相互扶助による福祉社会づくりに関する事業

（4）スポーツの振興と健康づくりに関する事業

（5）地域参加による青少年健全育成に関する事業

（6）伝統文化の継承、歴史の顕彰・保全に関する事業

（7）社会教育に関する事業

（8）環境保全と安全安心な住みよい環境づくりに関する事業

（9）地域課題の解消に向けた事業

（10）その他目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第8条 振興会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 会計責任者 1名
- (7) 理事 30名以内

2 会長は、必要があると認めたときは、理事会に諮り顧問をおくことができる。

(役員を選任)

第9条 役員を選出方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し、理事会において選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 事務局長、事務局次長、会計責任者は、会員の中から理事会において決定し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、専門部会の部会長及び各区長並びに服間公民館長とする。
- (4) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(役員選考委員会)

第10条 役員選考委員会の委員は、5名以内とし、理事会にて理事の互選により選出し、委員の互選により委員長1名を選出する。

2 役員選考委員会は、会長、副会長、監事の候補者を会員の中より選考し、委員長は理事会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会計、資産の状況及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。なお、理事会に出席し意見を述べることができる。
- (4) 事務局長は、会務を処理し、理事会及び企画会議を運営する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 会計責任者は、振興会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (7) 理事は、理事会を構成し、企画会議及び事務局より付議された事項を審議する。但し、公民館長は社会教育事業の指導・監督を行う。

(行政協力業務委託協定の締結)

第11条の2 会長は、越前市の行政協力業務の委託に関し、区域内の区長を代表して、市と協定を締結することができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、役員に欠員が生じたときは、補完を行うことができるものとし、補完された役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長として理事の役を担っている場合、その任期は、区長の任期によるものとする。

3 役員の再任は、妨げない。ただし、再任は理事を除き通算2回までとする。

4 役員は、任期満了の後も、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、企画会議及び専門部会とする。

(総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 総会の種類は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

3 定期総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、理事の2分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。

5 総会は、委任状を含め代議員の3分の2以上を超えたとき成立する。

6 総会決議は、出席者及び委任状の過半数の同意を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 地域自治振興計画の策定及び見直しの承認

(2) 会則の制定及び改正の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画策定及び予算の承認

(5) その他総会に付議された事項

8 総会には、議長、書記それぞれ1名及び議事録署名人2名をおく。

9 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、議長が指名する。

10 議長は、総会の議事を運営する。

11 書記は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名捺印を得るものとする。なお議事録は事務局が保管す

る。

1 2 代議員の数は、別表に定めるところによる。

(1) 代議員の数が複数の町内は、女性を1名以上選任する。

1 3 代議員は、各区長から振興会への届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

1 4 会長は、やむを得ない理由により定期総会又は臨時総会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

1 5 会長は、前項の規定による書面による議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法について、次条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計責任者、監事及び理事をもって構成し、会長が招集し、次の事項について審議、決定する。

(1) 振興会運営の基本的な事項

(2) 地域自治振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、緊急を要する重要な事項について専決することができる。

3 理事会の議長は、会長があたる。

4 理事会の会議録は、事務局長が作成し保管する。

5 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

6 会長は、前項の規定による審議において、理事会の構成員の過半数の同意の意思表示があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

(企画会議)

第16条 企画会議は、会長、副会長、区長会長、事務局長、事務局次長、会計責任者及び専門部会長をもって構成し、会長が召集し、各専門部会から提案される事項及び事務局より提案される事項について審議し、理事会に提案する。

2 企画会議の議長は、会長があたる。

3 企画会議の議事録は、事務局長が作成し保管する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、公募及び各種団体からの選出委員、町内選出の委員をもって構成し、部員の互選により、部会長1名、副部会長若干名、書記1名を選出する。

2 専門部会の部会長の任期は1年とし、再任は、妨げない。ただし、

再任は通算2回までとする。

- 3 専門部会は部会長が招集し、事業を企画、調整、運営する。
- 4 専門部会の部会長は、書記に会議録を作成させ、資料とともに事務局に提出するものとする。会議録は事務局において保管する。
- 5 専門部会の名称及び主たる事業は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 総務広報部会
振興会の統括・広報広聴事業・他の専門部会に属さない事業
 - (2) 福祉部会
相互扶助による福祉社会の実現に関する事業
 - (3) 健康スポーツ部会
青少年へのスポーツの振興・笑顔と心の体力づくり・有酸素運動の推進に関する事業
 - (4) 青少年育成部会
明るく活力ある青少年を育てるまちづくり事業
 - (5) 歴史文化部会
来て見て楽しめるまちづくり事業
 - (6) 環境安全部会
地区の生活環境の美化、保全及び安全安心に関する事業
 - (7) 地域ブランディング部会
地域課題解消に向けた検討を行うとともに、地域の価値や魅力を発信する事業

第5章 会計

(会計)

第18条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の経費は、総会で決議された予算に追加その他変更を加える必要が生じた場合は、理事会の承認により補正予算を調整することができる。

3 会長は、必要があると認めたときは、会計補佐をおくことができる。
(会計年度)

第19条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 雑則

(情報等の公開及び広報)

第20条 振興会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても会員に広く周知するものとする。

2 会員は、振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録を閲覧することができる。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月18日より施行する。
- 2 平成18年度の会計年度は、本則の規定にかかわらず、施行の日から平成19年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月27日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月25日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月20日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月25日をもって改正する。
- 2 第12条第3項及び第17条第2項の規定は、平成31年度(2019年度)から適用する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年5月9日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、令和7年4月24日をもって改正する。

みんなでささえ合う
いきいき服間の里づくり

